

「国への提言」（第120回中部圏知事会議）

（令和6年能登半島地震）

1 令和6年能登半島地震を踏まえた今後の災害対策の推進について……… 1

（インフラの整備の促進）

2 高規格道路ネットワーク整備等について…………… 9

3 北陸新幹線の早期全線整備について…………… 11

4 リニア中央新幹線の東京・名古屋間開業効果の最大化と
一日も早い全線開業の実現について…………… 15

5 中部国際空港の第二滑走路の整備を始めとする機能強化の
早期実現について…………… 17

6 地域公共交通の維持・活性化について…………… 19

（地方創生の推進）

7 第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の開催に対する
支援について…………… 23

8 スポーツによる地域経済の活性化と共生社会の実現について……… 25

9 大阪・関西万博の開催に向けた地方への支援について …… 27

10 地域資源を活かした滞在型観光の推進について …… 29

11 二地域居住等による「地方回帰」の促進について …… 31

（防災対策の推進）

12 防災・防疫対策等の推進について…………… 33

13 緊急浚渫推進事業債による財政支援の延長について…………… 43

（少子化対策の推進）

14 国主導による人口減少対策の実施について…………… 45

15 「子どもたちのウェルビーイング」の実現に向けた子育て環境の整備と 教育の充実、困難を抱える子どもへの支援について ······	57
(その他)	
16 豚熱・アフリカ豚熱対策と感染拡大防止について ······	61
17 水素・アンモニアの需要と供給の拡大について ······	65

1 令和6年能登半島地震を踏まえた今後の災害対策の推進について

元日に発生した令和6年能登半島地震では、石川県で最大震度7を観測したほか、新潟県、富山県、福井県など広い範囲で激しい揺れに見舞われた。

この地震により、339名（8／13現在）の尊い人命が奪われ、多数の建物崩壊、広範囲における液状化現象、津波による浸水など甚大な被害が発生した。

また、被害は、上下水道・電気・通信といったライフラインの損傷や、道路、河川、砂防、港湾・漁港、農地・農業用施設などの数多くのインフラ施設、文教施設、保健医療福祉施設、伝統産業や酒造業・観光業・製造業などの様々な事業者、文化財等あらゆる面において多大な影響が生じている。

石川県をはじめとした被災自治体においては、自衛隊や警察、消防などの関係機関の協力の下、人命救助を最優先に応急対策に取り組んできたところであり、中部9県1市においても、「災害時等の応援に関する協定」に基づき、被災県への人的・物的支援を行うなど、中部圏が一丸となって対応している。

国においても、発災当初より、人的・物的支援のほか、激甚災害・特定非常災害等の指定や五度にわたる予備費を活用した財政支援等、迅速かつ被災自治体に寄り添った支援を継続的にしていただきしており、大変心強く感じているところである。

今回の地震は、半島という地理的背景のほか、拠点都市から離れた過疎・高齢化が進む地域で発生した大災害であり、産業の維持、人口流出、地域介護など徐々に進む課題を一気に顕在化させた災害である。これは今後、日本の多くの地方が直面する課題であると考えられることから、令和6年能登半島地震を踏まえた今後の災害対策の推進に向けて、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

1 被災者支援について

(1) **被災者生活再建支援制度や地域福祉推進支援臨時特例交付金をはじめとする被災者支援については、制度の持続可能性や公平性、わかりやすさにも配慮したうえで、被害の特性や物価の状況を踏まえ、同一災害におい**

て、被災の程度が同じであれば居住地に関わらず支援内容も同じとするなど、支援の拡充を検討すること。

- (2) 液状化対策について、早期に直轄調査の結果を示すとともに、事業費が多額となることに加え、住民の合意形成や用地境界の確定が困難であること、本格的な対策実施までに時間を要することなどの実情に十分配慮し、財政的・技術的支援を拡充すること。
- (3) 災害救助法第4条第1項に「福祉サービス(介護を含む。)の提供」を規定し、災害時における要配慮者への福祉支援が、災害救助の一つであることを明確化すること。
- (4) 仮設住宅設置期間中の、住民の安心した日常生活を支えるため、福祉サービスや食事、入浴といった、人が集う様々な機能を有する地域コミュニティ拠点の整備及び運営に対する恒久的な支援制度を創設すること。
- (5) 福祉避難所となっている高齢者施設に避難している方の居住費や食費について、避難が必要な期間中は災害救助法の適用を継続するほか、災害救助法の適用期間が終了した後も、継続して避難が必要となる方については、居住費の負担を軽減するなどの措置を講じること。
- (6) 広域避難をしている被災施設入所者や、長期にわたる避難所生活等で新たに配慮が必要となった方の受け皿を整備するため、入所対象者が全壊等の被害を受けた施設の入所者に限られる福祉仮設住宅制度やその他の制度の柔軟な運用や拡充、受け皿整備に係る新たな制度の創設を行うこと。
- (7) 災害公営住宅整備について、被災市町の厳しい財政状況を踏まえ、建設に対する補助率の嵩上げや用地取得造成を補助対象経費に含めるなど、支援を拡充すること。
- (8) 夏場や冬場の災害時の避難生活に配慮するため、学校体育館をはじめとした避難所の冷暖房設備の充実など環境改善に係る国庫補助を拡充すること。
- (9) 避難所生活の長期化を見越し、女性や配慮が必要な方々などの多様な視点を踏まえた避難所運営や感染防止対策の実施に必要となる設備整備に対して財政支援を行うこと。
- (10) 広域災害において切れ目のないきめ細かな被災者支援を展開するため、広域避難に関するガイドラインを策定するほか、「広域被災者データ

「ベース・システム」の構築・運用等に対する十分な支援を行うこと。加えて、発災直後からの被災者の避難情報を継続的に把握するには、マイナンバーカードの活用が有効であることから、普段からの活用を促進するための環境整備について支援すること。

また、災害対策基本法をはじめとする災害関連法における個人情報の扱いを明確化すること。

- (11) 地域の交流の場であり災害時には避難所にもなる公民館等を、物流や移動の「モビリティ・ハブ」として整備するために必要な支援を行うこと。

加えて、「モビリティ・ハブ」を拠点としたドローン航路の整備や、平時だけでなく災害時も有用な物流サービスの在り方の検討について支援すること。

- (12) 罹災証明の交付について、復旧・復興を迅速に行う際に住家被害認定調査などが大きな負担となっているため、デジタル技術の活用等により、調査・手続の更なる簡素化を図るとともに技術的・財政的支援を行うこと。

- (13) 全壊・半壊した家屋等の解体や災害廃棄物の処理について、処理が全て完了するまで継続的に人的・技術的・財政的支援を行うこと。

- (14) 避難先の保育所等を一時的に利用した場合に生じる費用や、臨時休業した保育所等への給付費の支給について、その全額を財政支援すること。
加えて、被災者に対し、放課後児童クラブの利用料を減免した場合の減免相当額について、その全額を財政支援すること。

- (15) 被災者見守り・相談支援等事業の支援対象となる在宅避難者について、孤立する恐れのある者に限らず、自治体として支援が必要と判断した者とするなど、支援対象の拡充を図るとともに、事業終了まで十分な財政支援を行うこと。

- (16) 土砂災害等により孤立する可能性のある地域での情報通信機器の整備や物資等の備蓄などの対策について、財政支援を行うこと。

2 生業再建や雇用維持に向けた支援について

- (1) なりわい再建支援事業をはじめとする事業者支援については、制度の持続可能性や公平性、わかりやすさにも配慮したうえで、被害の特性や近

年の物価の状況を踏まえ、同一災害において、被災の程度が同じであれば所在地に関わらず支援内容も同じとするなど、支援の拡充を検討すること。

- (2) 大規模災害時には、被災地域の商工会・商工会議所の業務がひっ迫することを踏まえ、事業者へ手厚い相談対応を行うため、地域の実情に応じて全国の商工会・商工会議所から経営指導員を派遣すること。
- (3) 過疎・高齢化が進む地域において、被災による更なる人材流出を防ぐため、雇用維持対策として重要な雇用調整助成金の事業主負担の軽減措置などに関する取り組みを行うとともに、雇用対策の拡充を検討すること。
- (4) 漁船・漁具や水産業共同利用施設など農林水産施設の早期復旧に向けた予算の確保や補助制度の柔軟な運用を行うこと。

また、被災した漁場の機能・生産力の再生・回復に向けた海底や水産資源の調査等に対して、長期にわたる支援を行うこと。

- (5) 被災地での医療を担う公立病院については、患者の広域避難に伴って収入が減少する一方、今後の医療需要の増加に備えて医療スタッフを確保する必要があり、大きな財政的負担が生じることから、経営継続に必要な支援を行うこと。
- (6) 被災地の復興を見据えた正確な観光情報を発信するとともに、被災地の復興状況を踏まえつつ、観光需要を十分に喚起できるよう手厚い旅行需要喚起施策を実施すること。

また、被災地外で長期にわたり2次避難に活用された施設の原状回復などについて必要な支援を実施すること。

3 災害復旧事業の拡充について

- (1) 農業機械・畜舎・共同利用施設などの復旧事業について、原状復旧に限定せず、効率化・強靭化を行う場合にも補助対象とするとともに、補助率の嵩上げを行うほか、複数年度にわたって申請可能とするなど、支援を拡充すること。
- (2) 医療施設等災害復旧費補助金について、激甚災害法適用による補助率の対象とならない民間病院、医療関係者養成施設の補助率を嵩上げすること。
- (3) 被災した社会福祉施設の復旧に当たっては、原状復旧だけでなく、施設

の個室化・ユニット化、入居施設から訪問施設といったサービス種別の変更及び一部廃止など、現在の実情や福祉の現在の潮流に応じた復旧についても補助対象とすること。

- (4) 被災した学校施設の早期復旧に向け、国庫負担金の所要額を確保するとともに、補助対象の拡大や補助率の嵩上げなど財政支援を拡充すること。
- (5) 国指定文化財の修理に係る所有者の負担を軽減するため、補助率の嵩上げなど、財政支援を拡充するほか、国指定以外の幅広い被災文化財の保存・修理に対する財政支援制度を創設すること。
また、今般の地震により、耐震補強済の文化財が倒壊したことから、国において現行の耐震補強の指針を検証し、新たな耐震対策を示すこと。
- (6) 近年、全国的に大規模災害が多発し、自然公園施設に多くの被害が生じていることから、自然公園施設の災害復旧事業に係る補助制度について、通常の自然公園整備事業と別枠での予算確保や補助率の嵩上げなど財政支援を大幅に拡充すること。

4 インフラの復旧及び防災・減災、国土強靭化の推進に向けた支援について

- (1) 能登半島地域のアクセスルートである幹線道路や海岸線の道路などが寸断され、数多くの孤立集落が発生したことから、道路の高規格化や防災対策といった道路ネットワークの機能強化並びに物流拠点となる港湾施設の強靭化に向け、技術的・財政的支援を行うこと。
- (2) 上下水道システムの基幹施設の改築・更新、耐震化に加えて、災害時の拠点となる医療機関や避難拠点等の重要施設に係る水管／下水管の一体的な耐震化・ネットワーク化の促進など基盤強化に必要な財政支援を拡充すること。
- (3) 地域住民が管理する小規模な水道が被災した場合の復旧に係る財政支援制度を創設すること。

また、人口減少に直面している地域における持続可能な上下水道インフラの構築に向けて、小規模分散型水循環システムの導入に係る財政支援制度を創設すること。

- (4) 通信基盤について、支障となった通信エリアを復旧するにとどまらず、

衛星系通信等を活用したネットワークの冗長化や通信事業者間の設備相互利用の実現など、災害時でも強靭な通信インフラの整備を推進すること。特に、孤立が想定される集落に衛星携帯電話の配備が進むよう、配備に必要な経費に対して支援することに加え、基本料金を無料化すること。

- (5) 災害時に避難所等に活用される道の駅の防災機能強化を図るため、自家発電設備や貯水施設などの避難に備えた設備配置に必要な支援を行うこと。
- (6) 耐震性が不十分な住宅を解消するため、住宅の耐震改修工事への補助限度額を増額すること。

また、避難路沿道建築物の耐震化促進のため、補助金算定単価の見直しと必要な予算を確保すること。

- (7) 空き家の倒壊が救助、避難、緊急輸送などの支障とならないよう、空き家の利活用や除却を促進するため、除却跡地の譲渡所得の特別控除に係る期間を延長するほか、補助要件を緩和すること。
- (8) 被災等による再生可能エネルギー設備の放置・不法投棄の防止のため、地方公共団体においても事業者への指導ができるようにするとともに、事業者が所在不明や指導に応じない場合に撤去等を行える仕組みを構築すること。

また、既存設備を含めた再生可能エネルギー発電設備について、適切な廃棄処分やリサイクルの促進のため、廃棄等費用の積立制度を見直すとともに、基金の設置など財源確保も含めて必要な対策を講じること。

- (9) 能登半島地震による行政庁舎等への被害を踏まえ、災害対策の拠点となる公用施設又は公共施設の十分な防災機能を確保するための整備・改修に対する財政支援を拡充すること。
- (10) 農業用ため池が老朽化していることに伴い、地震や大雨による堤体の決壊など災害発生リスクも高まっていることから、農業用ため池の廃止に対する実施要件を緩和すること。
- (11) 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策の最終年度となる令和7年度においても、資材価格の高騰や賃金水準の上昇も加味した上で、必要かつ十分な予算を確保すること。

また、国土強靭化中期計画を令和6年内の早期に策定し、当初予算を含め、速やかに必要な予算・財源を別枠で確保すること。

(12) 緊急防災・減災事業債の延長や恒久化をはじめとした財政支援の充実を図ること。

5 円滑な被災地支援に向けた体制の構築について

- (1) 発災直後から被災地のニーズに寄り添った迅速な支援を実施できるよう宿泊場所を国において調達すること。
- (2) 災害時に被災地へ派遣する職員が使用するキャッシングカー等の移動式活動拠点等やトイレカー、スターリンクなど災害時でも利用できる衛星インターネットサービスの利用に必要な設備を国において確保し、発災時には迅速に被災地へ配備するとともに、自治体が導入する場合の財政支援を一層拡充すること。
- (3) 被災した市町村の災害対策全般をサポートできるマネジメント人材の育成強化を図ること。

6 大規模地震に伴う広範な火災の発生時における自衛隊のさらなる支援

大規模地震に伴う広範な火災が発生した場合には、火災発生場所に残存する要救助者に十分配慮しつつ、必要に応じて空中消火を行うとともに、航空運用調整班の迅速な設置と的確な運用に対する支援を行うこと。

7 原子力防災対策について

原子力災害対策指針について、自然災害により、建物や道路が損壊した状況下での避難や屋内退避に係る考え方について改めて検討し、速やかに示すこと。

また、避難対策について、避難のための道路や港湾等のインフラ、公共施設等について、国が主体となって早急に整備を進めるとともに、適切な維持管理を行うこと。

加えて、防災対策を重点的に充実すべき地域に必要となる施設の整備等について、十分な予算措置を講じること。

8 復旧・復興に向けた総合的な財政支援について

- (1) 創造的な復興に向けた先進的な取組など、復興プランに基づく取組に対して、国庫補助制度の創設・拡充等の財政措置を講じるとともに、今後

新たに判明する課題を含め、中長期にわたり、よりよい復旧・復興に取り組めるよう継続的に万全の措置を講ずること。

(2) 令和6年度末に法期限を迎える半島振興法を延長すること。

また、延長にあたっては、今回の震災において道路の寸断や孤立集落の発生など、半島地域特有の課題が発生したことを踏まえ、半島地域における防災・減災対策の充実や社会基盤・生活環境の整備、保健・医療・福祉施策の推進、産業振興と地域づくりなどの取組に対する支援策を強化するとともに、震災の復旧・復興に向けた取組に対する支援を拡充すること。

9 地震の調査研究について

太平洋側のみならず、日本海側も含め早急に地震・津波に関する観測体制の充実・強化を図ること。

また、中部圏に存在する活断層の地域評価を早期に実施するとともに、近年、地震が頻発する日本海側の陸域など、これまでに十分な知見が得られていない地域についても調査・研究を行い、調査結果を早期に公表すること。

2 高規格道路ネットワーク整備等について

日本国経済の成長力・国際競争力を高めるとともに、経済環境の変動に強い地域経済を確立していくためには、太平洋側と日本海側及び東日本と西日本を結ぶ中部圏の地勢を踏まえ、人・物の流れを拡大する高規格道路ネットワークをはじめとした広域的な交通基盤の整備を推進する必要がある。

また、高規格道路ネットワークは、本年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」において、被災地への緊急物資の輸送や災害派遣等の復旧活動を支える役割を果たしているとともに、発生が危惧されている南海トラフ地震など大規模地震時においても同様の役割を担うことが期待されている。

さらに、令和2年7月豪雨や令和3年7、8月の大雨、令和4年8月の大
雨、令和5年6月の大雨などによる災害が、経済活動へ大きな影響を及ぼし
ていることから、激甚化・頻発化する豪雨災害などへの備えとして高規格道
路ネットワークの機能強化及び多重性・代替性確保は国土強靭化の観点から
極めて重要である。

加えて、高規格道路ネットワークのストック効果を最大限に發揮し、観光
産業の基幹産業化など地域の活性化を図っていくためにも、大都市圏の環状
道路ネットワークをはじめとする高規格道路と重要な空港・港湾とを連絡す
るアクセス道路など中部圏全域の基幹的な道路を早期に整備することが肝要
である。

については、次の事項について、特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 太平洋側と日本海側及び東日本と西日本を結ぶ中部圏の地勢を踏まえ、
高規格道路等のミッシングリンクの解消、暫定2車線区間の4車線化、ダ
ブルネットワーク機能をさらに充実させるための6車線化等の、広域的な
交通基盤の整備を推進するとともに、事業中の区間については、一日も早
い開通を目指した整備を図ること。

- 2 南海トラフ地震や激甚化・頻発化する豪雨災害などにおいて、高規格道路の機能の維持並びに代替迂回路を確保するため、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」及び「防災・減災、国土強靭化に向けた道路の5か年対策プログラム」に基づく取組を推進し、災害に強い国土幹線道路ネットワークの構築を図ること。
- また、これに必要な予算・財源を、これまでのペースを緩めることなく、例年以上の規模で確保し、計画的に事業を推進するとともに、対策期間完了後においても、切れ目無く、継続的・安定的に国土強靭化の取組を進めため、国土強靭化実施中期計画を令和6年内のできるだけ早い時期に策定し、必要な施策を反映させるとともに予算規模についても定め、速やかに当初予算を含め、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。
- 3 大都市圏の環状道路ネットワークをはじめとする高規格道路と重要な空港・港湾とを連絡するアクセス道路等の早期整備を図ること。
- 4 高規格道路ネットワーク等の道路整備が計画的かつ着実に実施されるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算を十分かつ安定的・継続的に確保すること。
- また、新型コロナウイルス感染症の拡大によって影響を受けた物流・観光など地方の基幹産業の活性化のためにも道路交通網の更なる整備を推進すること。
- 5 重要物流道路に指定された道路の整備・機能強化推進のため、補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。

3 北陸新幹線の早期全線整備について

北陸新幹線は、高速交通体系の中軸として日本海国土軸や分散型の国づくりに不可欠なものであり、乗車人員が開業前の約3倍となった金沢開業の顕著な効果が示すように、沿線地域の飛躍的な発展を図るうえで極めて大きな効果をもたらすものである。

また、大雨や大雪に強く、南海トラフ地震等の際に東海道新幹線の代替補完機能を有する北陸新幹線は、災害に強い強靭な国土づくりに必要不可欠な国家プロジェクトである。

関係各位の格別のご配慮により、本年3月16日に金沢・敦賀間が開業したが、北陸新幹線の整備効果は大阪まで早期に全線開業してこそ、最大限發揮されるものである。

敦賀・新大阪間について、国土交通大臣は令和2年12月に「北陸新幹線の取扱いについて」で、「関係機関と調整して着工5条件の早期解決を図ることを示し、令和4年12月には「北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の取扱いについて」で、「開業までの期間を最大限短縮するよう努めるとともに、施工上の課題を解決するなどにより、着工に向けた諸条件についての検討を深め、一日も早い全線開業を実現してまいりたい。」と表明した。

これらを踏まえ、あらゆる手段を尽くして敦賀・新大阪間を一気に整備し、沿線住民の長年の悲願である北陸新幹線の全線整備を一日も早く実現するため、次の事項について格段の配慮をされるよう提言する。

1 敦賀・新大阪間の一日も早い認可・着工を実現するため、次の事項を確実に実行するとともに、必要な予算を確保すること。

- (1) 沿線地域の意見を踏まえながら、環境アセスメントを地元調整も含め丁寧かつ迅速に進めること。
- (2) 「北陸新幹線事業推進調査」について、国において沿線住民の理解を得

ながら、従来、認可後に行っていた調査も含め、必要な調査等を先行的・集中的に行い、施工上の課題を早期に解決するとともに、開業までの期間を最大限短縮すること。

- (3) 沿線自治体との情報共有を徹底しながら調査・検討を加速させ、駅位置・詳細ルートを早期に確定・公表するとともに、建設費や工期等を示すこと。併せて、認可・着工及び全線開業に向けた具体的なスケジュールを早急に明らかにすること。
- (4) 着工5条件を早期に解決すること。特に、新幹線への公共事業費の大幅な拡充・重点配分、貸付料財源の最大限の確保、財政投融資の活用等、整備財源に関する議論を深め、必要な財源を早急に確保すること。
- (5) 関西をはじめとする沿線地域の住民に対し、国が前面に立って、国土政策の根幹を成す極めて重要な国家プロジェクトである北陸新幹線の必要性や意義を丁寧に説明し、早期全線整備に向けた理解促進を図ること。
- (6) 北陸新幹線敦賀以西の整備に伴う並行在来線は、存在しないことを確認すること。

2 地方負担については、沿線自治体に過度の負担が生じないよう、より一層のコスト縮減や、国家プロジェクトにふさわしい十分な財政措置を講ずるとともに、各府県への停車の配慮など負担に見合う受益の確保を図ること。

3 北陸新幹線開業に伴う並行在来線は、地域住民の交通手段であるとともに、国の重要な広域物流ネットワークの一部を担っている。こうした並行在来線が健全に経営できるよう、JRからの協力・支援のあり方や、貸付料の活用、貨物調整金制度の見直しなど幅広い観点からの財源確保の方策も含め、運営費支援などの新たな仕組みを、法制化も視野に入れ、早急に検討し構築すること。併せて、初期投資や老朽化車両の更新等の設備投資

に係る支援制度の拡充や予算枠の確保、設備の合理化に係る支援制度の創設など、支援施策の充実を図ること。

4 金沢・敦賀間の開業により、敦賀駅において新幹線と在来線特急との乗換が生じたことから、北陸と中京間等の円滑な流動が確保されるよう、利用者の利便性向上を図ること。

4 リニア中央新幹線の東京・名古屋間開業効果の最大化と一日も早い全線開業の実現について

リニア中央新幹線は、東京・名古屋・大阪間の時間距離を大幅に短縮し、関東、中部、近畿の各地域間の交流・連携を一層強化させ、三大都市圏を結ぶ日本中央回廊を形成することにより、世界中からヒト・モノ・カネを呼び込む巨大な経済圏を生み出し、停滞する日本経済の再生に向けた動きを加速させ、さらに日本を大きく成長させる原動力となる国家的プロジェクトである。

現在、東京・名古屋において全国新幹線鉄道整備法に基づく工事実施計画が認可され、様々な課題解決を図りながら建設工事が進められているところであり、まずはこの区間の事業を着実に進め、次なる名古屋・大阪間事業への着手、一日も早い全線開業へと確実につなげていく必要がある。

また、名古屋までの先行開業を見据え、リニア効果を中部圏において最大化させるための取組を並行して進める必要がある。

さらに、リニア中央新幹線は、東京・大阪間の全線が開業してこそ機能が完全に発揮される事業であることから、名古屋・大阪間はルートや駅位置を速やかに確定させる必要がある。

そこで、我が国の成長を牽引するリニア中央新幹線の東京・名古屋間開業効果の最大化と一日も早い全線開業の実現に向けて、次の事項を強く提言する。

1 一日も早い全線開業の実現に向け、まずは、東京・名古屋間について、工事実施計画に基づき、事業が着実に進むよう、必要な支援及び措置を講じること。特に、静岡工区については、国立公園であり、ユネスコエコパークに認定されている南アルプスの保全による水資源・自然環境への影響の回避・軽減と、国家的プロジェクトであるリニア中央新幹線の早期実現を両立させる観点から、有識者会議で取りまとめられた報告書を踏まえ、工事が早期に着手され、その上で開業時期が示されるよう、モニタリング会議において、引き続き国として積極的に関与すること。

2 東京・名古屋間の開業と同時に、中部圏においてリニアインパクトが最大限発揮されるよう、リニア駅を核とした広域交通ネットワークの整備等に取り組むとともに、駅周辺のまちづくりに関する支援など、地方創生に資する施策を積極的に講じること。

3 名古屋・大阪間の環境影響評価の円滑な実施、ルート及び駅位置の早期確定に向けた準備を連携、協力して進めるとともに、ターミナル駅早期着工の実現を図るための支援に取り組むこと。

5 中部国際空港の第二滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現について

中部国際空港は、2005 年の開港以降、中部圏と国内外との「人の交流」、「産業のサプライチェーン」を支える重要な社会インフラとして、地域の発展に大きく貢献している。

中部国際空港沖では、名古屋港から発生する浚渫土砂を処分するための新たな埋立地の整備が、豊かな伊勢湾の再生にも取り組むことで、漁業者の理解を得て、国土交通省の港湾事業として進められており、『中部国際空港の将来構想』の第 2 段階の滑走路としての活用が期待される。

この地域では、2026 年には第 20 回アジア競技大会及び第 5 回アジアパラ競技大会の開催が予定されるほか、本年世界遺産登録 20 周年を迎える熊野古道、来年 30 周年を迎える白川郷など、外国人にも人気が高い観光資源が豊富に存在している。

また、この地域は、自動車産業や航空宇宙産業などの経済集積地であり、日本の成長エンジンとなっていることは言うまでもない。

今後、リニア中央新幹線の開業により、名古屋・東京間が 40 分になるなど、三大都市圏の時間距離が大幅に短縮され、「日本中央回廊」として、世界に類を見ない 1 つの巨大な大都市圏が形成される。この地域は、その大都市圏の中核として、人流・物流の劇的な拡大により、航空需要の増加はもちろんのこと、新たなイノベーションを創出するなど、我が国の発展をさらに牽引していくことが見込まれる。

こうした中、中部国際空港では、完全 24 時間運用の実現や滑走路の大規模補修への対応といった課題に対応するため、2022 年度に行ったパブリック・インボルブメント等の結果を踏まえ、『中部国際空港の将来構想』の第 1 段階である現空港用地内での代替滑走路の整備に向けて、環境アセスメントの手続を進めている。

一方、中部国際空港は、新型コロナウイルス感染症に対し、感染拡大防止と航空需要の回復に努めてきた。コロナ禍後の現在、航空需要は回復傾向が鮮明となっているが、未だ過去最高の旅客数を記録した 2019 年度の水準まで戻っていない。引き続きグランドハンドリングなど空港の受入体制の確保や省人化、省力化に取り組むとともに、地域一丸となって、路線回復とアウトバウンド及びインバウンド双方の利用促進を進めている。

また、2022 年 12 月には、航空法等の一部を改正する法律が施行され、航空脱炭素化推進基本方針が示された。この基本方針を受け、中部国際空港で

は、2023年に、「セントレア・ゼロカーボン2050」を改定するとともに、国際空港評議会（A C I）により創設された空港カーボン認証（A C A）のレベル4及び中部国際空港脱炭素化推進計画の認定を取得し、空港の脱炭素化に向け、空港関係者一丸となって様々な取組を行っている。航空機の脱炭素化に向け欠かせないS A Fに関しては、引き続き、供給及び利用について関係者とともに取組みを進めるとともに、国産化に向けた廃食油の回収についても、地元自治体と連携して取り組んでいる。

国においては、第二滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現に向け、次の各項目について格別のご配慮を賜るよう提言する。

- 1 空港西側の隣接地等に新たな埋立地を整備する「中部国際空港沖公有水面埋立事業」について、環境に配慮しながら、着実な進展を図ること。**
- 2 『中部国際空港の将来構想』の第1段階である2027年度の代替滑走路の供用開始に向けた手続や、現滑走路の大規模補修等が迅速に進められるよう、必要な支援を行うこと。**
- 3 代替滑走路の整備にあたり、引き続き十分な財政支援を行うこと。**
- 4 回復傾向が鮮明となっている航空需要に対応し、航空ネットワークを一層充実させるため、アウトバウンド及びインバウンド双方向の利用促進に向けた取組や空港の受入体制の確保に関する支援を行うこと。**
- 5 ストレスフリーで快適な旅行環境の実現をめざし、最先端の技術・システムを導入し、旅客満足度の向上を図るための「F A S T T R A V E L」について、引き続き支援を行うこと。**
- 6 「セントレア・ゼロカーボン2050」の実現に向け、中部国際空港脱炭素化推進計画の推進について、更なる財政支援を行うこと。**
- 7 中部地域の主要都市、観光地から空港への道路・鉄道等のアクセスの充実に向けて、必要な措置を講じること。**

6 地域公共交通の維持・活性化について

地方社会にとって鉄道・路線バスは、通勤や通学など日常の移動手段として地域の暮らしを支えるとともに、産業や観光など地域振興に寄与する重要な交通機関である。

しかし、地域鉄道事業者においては、人口減少やコロナ禍の影響による利用者の減少や、動力費・燃料費の高騰等による運営経費の増加により、行政の支援なくしては経営が成り立たない危機的な状況にある。

こうした状況の中、国においては、国も関与し地域鉄道の再構築を促進する仕組みや地域鉄道を社会インフラと位置づけ社会資本整備総合交付金を活用した支援制度などを創設した。

また、昨年度には地域鉄道においても人材不足が顕在化し、運転士不足を理由とした減便が実施されるなど、地域鉄道の人材確保が喫緊の課題となっている。

加えて、路線バスでは従来から深刻な人材不足が続いているが、本年4月の「働き方改革関連法」の施行を契機に、全国の路線バスで大幅な減便が繰り返されるなど、県民にとって最も身近な移動手段が崩壊の危機に直面している。

このような状況を踏まえ、地域が一体となった利用促進を進めながら、地方の重要な社会インフラであるJRローカル線を含む地域鉄道が、将来にわたり維持・活性化され、持続可能な地域社会の実現のみならず、地方創生に資する公共交通となるよう、また、路線バスの持続可能性を高め、「地域公共交通の最後の砦」としての役割を堅持できるよう、国においては、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

1 再構築や活性化に取り組む地域に対する支援の充実

(1) 国の新たな支援制度（地域公共交通再構築調査事業、地域公共交通再構築事業）について、十分な予算を確保するとともに、地域公共交通活性化再生法に基づく国の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画の期間が終了

した事業者および同法制定前に事業構造の変更を実施した事業者についても、簡易な手続きで、輸送密度に関わらず、支援の対象とすること。

- (2) 新駅や行き違い設備等の整備については、新規採択が中止されている地域公共交通計画事業（コミュニティ・レール化）に代わる、新たな支援制度を早急に創設すること。併せて、新たな支援制度の創設までは、地域公共交通計画事業の新規採択を継続すること。

2 地域鉄道の維持・活性化への支援

- (1) 鉄道施設の維持管理や利便性向上に要する経費など、再構築や活性化に取り組む事業者的人件費を含む運営経費に対する支援制度の創設や地方財政措置の充実など、将来にわたり地域鉄道が持続的、安定的に運営できるよう強力な財政支援策を講じること。
- (2) 地域鉄道が、観光など地域振興に寄与する極めて公共性の高い社会インフラであることを踏まえ、鉄道施設の維持管理や更新に要する経費について、十分な予算を確保すること。また、人口減少に伴い過大となっている設備を最適化するための経費、とりわけJRからの経営分離に伴い並行在来線が引き受けた過大設備のスリム化に要するものについては、新たな支援制度を創設すること。
- (3) 鉄道運転士等の確保を図るため、就職セミナーの開催や就職奨励金の支給、給与等の処遇改善など、鉄道事業者および地方自治体等が行う人材確保および定着に向けた取組に対して支援を行うこと。

3 JRローカル線を維持する仕組みづくり

- (1) 国鉄改革時には、不採算路線を含めて事業全体で採算を確保することを前提として制度設計が行われた経緯を踏まえ、JRローカル線を含めた鉄道ネットワークのあり方について、地方の切り捨てとならないよう国において方針を示すとともに、JRローカル線が維持される仕組みを

構築すること。

- (2) 不採算路線や利用者の減を理由に、減便や駅の無人化など、更なる利用者の減を招くサービスレベルの切り下げを行うのではなく、運行本数など地域に求められる一定の利便性を確保し、地方自治体と連携した利用促進策を講じるよう、JRに対し指導すること。

4 路線バスの維持・確保のための支援の充実

- (1) 路線バスの担い手となる交通事業者の経営安定に向け、新たな補助制度等の構築を検討すること。
- (2) 路線バス運転士の確保を図るため、国庫補助金の算定根拠となる標準経常費用について、人件費相当分を政策的に引き上げるなど、構造的な賃上げにつながる取組を行うこと。
- (3) 地域間幹線系統および地域内フィーダー系統に限らず、地域住民の重要な移動手段となっている路線を支援の対象とするなど、より一層の支援の充実を図ること。
- (4) 地方自治体が、それぞれの創意工夫のもとで行う人材確保に向けた取組や公共交通の利用促進策、自動運転等の技術の活用等による地域交通の維持・活性化について、補助制度の構築や特別交付税措置など継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

7 第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の開催に対する支援について

愛知・名古屋では、2026年に第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会が開催される。

アジア競技大会は、アジア45か国と地域が参加するアジア最大のスポーツの祭典であり、第二次世界大戦後まだ間もない1951年、戦禍によって引き裂かれたアジア諸国の絆を、スポーツを通じて取り戻し、アジアの恒久平和に寄与したいとの願いを込めて始まり、日本での開催は、東京、広島に続き3回目となる。

また、アジアパラ競技大会は、障害への理解促進や、障害のある方の自立と社会参加の促進に大きく寄与する大会であり、日本では初開催となる。

第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の開催は、日本全体のスポーツの発展に寄与するものである。また、拡大するアジアとの交流を一層深め、中部圏の交流人口の拡大及び国際競争力の向上や、多様性を尊重し合う共生社会の実現などにも大きく寄与し、さらには、日本全体の成長にも貢献するものである。

両大会を地域活性化につなげるためにも、日本全体で盛り上げ、是非とも大会を成功させなければならない。

しかしながら、建設資材や人件費の高騰、歴史的な円安など、一地域では如何ともし難い世界全体の経済金融情勢、社会経済状況の変動により、開催経費には強い上振れの圧力がかかっており、歳出削減の努力をしても、なお経費の増嵩が危惧されている。

については、下記の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 第20回アジア競技大会、第5回アジアパラ競技大会の開催を国的主要施策として明確に位置付け、大会の成功に向けてオールジャパンで積極的に推進していくこと。**
- 2 厳しい状況にある大会経費のうち、物価の高騰など社会経済状況の変動等による増額分について、国において必要となる支援を行うこと。**
- 3 アジアパラ競技大会は、その開催を通じて多様性を尊重し合う共生社会の実現に貢献する極めて重要な社会的意義があることを踏まえ、大会経費を国が支援すること。（東京2020パラリンピック：国1／4負担）**

- 4 スポーツ振興くじ助成金について、アジア・アジアパラ競技大会の開催意義を踏まえ、競技会場の整備・改修や大会の準備・運営を幅広く対象とする新たな助成メニューを創設するなど、積極的な支援を行うこと。
- 5 競技会場などは、施設を活用した魅力ある地域づくりや大会レガシーとして、将来にわたり活用していく重要な役割を担うことを踏まえ、その整備・改修に対して支援を行うこと。
- 6 各種公営競技における本大会を協賛するレースの開催や、その収益を活用した補助事業に本大会を支援する補助メニューを追加・拡充するなど、大会開催経費の確保に向けた支援を行うこと。
- 7 大会の開催意義を積極的に発信して機運醸成を図り、組織委員会や開催都市と協力して、広く民間からの支援の獲得に取り組むこと。
- 8 大規模な国際総合スポーツ大会であるアジア・アジアパラ競技大会は、選手団の出入国、輸送・交通、セキュリティ（安全確保）など、大会の準備・運営に係る分野が多岐にわたることから、組織委員会に対し、国職員等を派遣するとともに、関係省庁における各種手続や認定等、国をあげた連携・支援体制を構築すること。
- 9 組織委員会に対する寄附金について、法人税法上の指定寄附金及び所得税法上の特定寄附金として指定すること。
- 10 両大会で活躍できる選手の育成に努めること。

8 スポーツによる地域経済の活性化と共生社会の実現について

国は、第3期スポーツ基本計画において、「スポーツの成長産業化」を施策の一つに位置付けており、スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参画人口の拡大につなげる好循環を生み出すことで、2012年の市場規模5.5兆円を、2025年までに15兆円に拡大することを目指している。

こうした機運を活かし、地域の活力を高めるためには、旗振り役となるスポーツコミッショナの安定的な運営及び機能強化を図る必要がある。

加えて、国はスポーツツーリズムと並び、2020年に「武道ツーリズム推進方針」を策定し、日本独自の伝統文化、精神文化である武道と観光を掛け合わせた武道ツーリズムを推進しており、地域の受入体制の更なる強化が不可欠である。

また、東京2020パラリンピック競技大会や2026年に愛知・名古屋で開催されるアジアパラ競技大会を契機にパラスポーツへの関心が高まっており、パラスポーツの環境整備、裾野拡大やパラアスリートの発掘・育成等、ハード・ソフト両面から官民が一体となってパラスポーツを振興することにより、共生社会の実現を図る必要がある。

については、スポーツによる地域と経済の活性化を一層推進するとともに、誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる地域社会を築くために、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 地域のスポーツコミッショナの安定的運営及び事業推進に必要な措置を講じること。**
- 2 武道ツーリズムによる誘客拡大を図るため、受入主体となる競技団体や施設等の環境整備に対して必要な措置を講じること。**

3 パラスポーツの振興にかかるハード・ソフト両面の環境整備に対する支援を一層強化すること。

9 大阪・関西万博の開催に向けた地方への支援について

2005年に愛知県で開催された愛・地球博から20年後の2025年に大阪府で大阪・関西万博が開催される。愛・地球博では、来場者数は当初予定していた数を大きく上回る約2,200万人の来場者数を記録するとともに、経済効果は約2兆8,000億円であったと計測され、中部圏だけでなく日本全体に開催効果が及んだ。

今回の大阪・関西万博では、その基本計画においては、世界中から2,820万人が来場し、経済効果は約2兆円と見込まれている。この流れを中部圏へも呼び込むとともに、大阪・関西万博の開催効果を日本全体に波及させることができるように、国としてより一層盛り上げていく必要がある。

このような中、「令和6年能登半島地震」からの復興を最優先して取り組むとともに、万博開催に向けた準備も着実に進めていただく必要がある。

については、国において、安全・安心な万博開催に向けた着実な準備と機運醸成に取り組まれるよう、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

1 大阪・関西万博の成功のためには、安全・安心に開催されることが非常に重要である。国においても、会場での安全確保の取組とその発信について、より一層推進していくこと。加えて、教育旅行で訪問する児童・生徒の学びが充実したものとなるよう、会場での受入れ体制について十分に配慮して準備を進めること。

2 大阪・関西万博の成功に向けて、認知と期待感を向上させるため、各種イベントの開催などを通じて情報発信を最大化し、関西圏のみならず日本全国からの来場意欲の促進につなげること。

また、海外に向けても来場促進に向けた広報・プロモーション活動を強化すること。

さらに、万博開幕に向けた機運醸成や、海外との交流促進など更なる地域の活性化に向けた地方の取組みに対し、デジタル田園都市国家構想推進交付金や、各府省庁所管の補助金・交付金等をより一層活用できるよう、必要な財源を確保するとともに、地域の実情に応じた柔軟な制度設計を行うこと。

- 3 大阪・関西万博などの好機を生かし、中部圏を中心とした広域周遊観光を推進していくため、地方部への誘客を促すためのプロモーションや、快適な旅行環境の創出に向けたMaaSの推進、公共交通機関の利便性向上に資するキャッシュレス決済の導入などの取組に対して、支援の拡充や十分な予算の確保を行うこと。

10 地域資源を活かした滞在型観光の推進について

令和5年度からは新たな観光立国推進基本計画（令和5年3月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）がスタートし、基本計画で掲げられた「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」の3つのキーワードに留意の上、地方においても観光立国の実現に向けて取り組んでいる。

特に、コロナ禍を経て、密を避けられるアクティビティや新たな旅のスタイルへの関心拡大により、自然環境を生かしたアウトドアの旅行ニーズが上昇し、豊かな自然環境を有する中部圏地域にとって観光需要を拡大する好機を迎えている。

一方で、国内スキーポート人口の減少や気候変動によってスキー場関連事業者は厳しい経営状況が続いている、インバウンド誘客の重要コンテンツであるスノーリゾートへの支援が必要となっている。

また、増加しているインバウンドを含めた旅行客の地方への誘客や観光消費を促進することで地域経済を活性化させることが重要となっている。

については、以下の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

1 スノーリゾート形成支援について

- (1) 「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」について、国際競争力の強化に向けた取組は中長期で進める必要があることから、令和7年度以降も十分な予算を確保すること。また、索道施設の整備等大規模な事業については、補助上限額を一層引き上げるとともに、複数年にわたり支援を受けることができるようとするなど、より活用しやすい柔軟な制度とすること。
- (2) 近年多発しているバックカントリー事故を防止するため、自治体・観光地域づくり法人（DMO）・事業者が取り組むガイド育成、雪崩情報の提供、多言語看板や安全機器の設置等、安全確保に向けた環境整備への財政的・技術的支援を強化すること。

(3) 安心・安全なスノーリゾートの形成に向けて、老朽化が進む索道施設の安全対策が急務な状況にあるため、索道施設の更新・修繕等への補助制度を創設すること。

2 インバウンド旅行客が大都市部に依然として集中していることから、地方への誘客を促すため、国を挙げた訪日プロモーションを展開すること。

3 社会変革に伴う長期滞在型観光や分散型旅行、ワーケーションなど、多様性のある新たな旅行スタイルを推し進めるため、2労働週(週5日勤務の場合10日間)以上の連続休暇を確保すること等を求めるILOの年次有給休暇に関する条約を批准するとともに、国主導で働き方改革を進め、企業に対しては休暇の分散やプラスワン休暇の働きかけを行うこと。

1.1 二地域居住等による「地方回帰」の促進について

人口減少が加速し、地域社会の持続性が危ぶまれる中、これまで国や地方は地方への移住政策等に重点的に取り組んできた。一方、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、人々の住まい方、働き方、生き方の価値観が大きく変化し、企業においてもテレワーク導入が拡大し、住む場所に縛られない新たな暮らし方・働き方が浸透しつつある。

中でも、都市住民がテレワークを前提として地方にも生活の拠点を持ち、就労もしながら二つの拠点を行き来するといった、いわゆる新しい生活様式に沿った二地域居住等は、地方への人の流れを生み、地域の担い手確保、新たなビジネスや雇用の創出、関係人口の創出・拡大等に寄与し、ひいては東京一極集中の是正や地方創生に資するものである。

このような「地方回帰」の潮流を一過性で終わらせることなく、地方への人の流れを創出・拡大するためには、国民の価値観の転換も的確に捉えた二地域居住等の促進を加速化することが重要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 二地域居住等の更なる普及・定着に向けて、国民や企業に対し、新たなライフスタイルや柔軟な働き方等の促進に向けた積極的な情報発信や働きかけを行い、全国的な機運醸成に国が主体的に取り組むこと。
- 2 二地域居住者等の地域コミュニティとの関係構築を促進するため、二地域居住者等と地域住民を繋ぐ団体等への支援やコーディネーター人材の育成など、二地域居住者等を受け入れる地域の体制整備に必要な支援策を講じること。
- 3 二地域居住等先での住まい確保の需要に対応するため、空き家対策総合支援事業におけるリフォーム支援について、二地域居住者も対象と明確に位置付けるなど、空き家等の有効活用のための支援策を講じること。

4 拠点間を移動する交通費の軽減のため、交通事業者と連携した定額料金体系等の導入を促進するなど、二地域居住等に伴う金銭的負担を軽減するための施策を講じること。

1 2 防災・防疫対策等の推進について

近年、我が国は毎年のように様々な自然災害に見舞われており、地方公共団体においては、国と一丸となり、国土強靭化をはじめとするあらゆる施策を計画的に推進し、防災・減災の徹底を図ることが求められている。

併せて、これまで国民は「防衛（侵略・テロから国民を守る）」と「防災（自然災害から国民を守る）」を国防と考えてきた。しかし、国の内外で猛威をふるったC O V I D – 1 9（新型コロナウイルス感染症）を経験し、疾病から国民を守る「防疫」もまた、国民の生命・健康・財産、そして仕事・雇用を守る上で、防衛・防災と並ぶ極めて重要な国防であると痛感している。

今や、「防衛」・「防災」・「防疫」は国防の三本柱である。

このため、中部圏知事会としても、住民の生命及び財産に係る被害を最小限にとどめるための地震対策や風水害対策等を推進するとともに、防疫対策の充実が必要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

I 地震・風水害対策等の推進について

1 地域の国土強靭化の取組への支援

国土の強靭化を中長期的な視点に立って、更に強力かつ計画的に進めていくため、国土強靭化地域計画に盛り込まれた事業の着実な推進が図られるよう、資材価格が高騰する中でも、5か年加速化対策に基づく、財政上の支援措置の充実を図るとともに、必要な予算・財源を安定的に確保し、予算の円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講ずること。

また、強靭な国土形成を実現するためには、中長期的かつ明確な見通しのもと、国土強靭化地域計画に位置付けられた事業・取組を新たな国土強靭化基本計画に基づき、継続的・安定的に推進する必要があることから、国土強靭化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、必要となる予算・財源を通常予算に加えて別枠で確保すること。

2 地震・津波対策の充実・強化

- (1) 地方公共団体が、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」に基づく事前避難等の防災対応を実施するにあたり、実効性を担保するための財政上の支援措置等を講じること。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報に対して、住民が正しい理解のもと適切な行動が取れるよう、国において丁寧な周知を継続して行うとともに、地方自

治体が実施する啓発に対して支援を行うこと。

- (3) 液状化対策、防潮堤・防災林の整備、高規格道路など主要幹線道路の整備予算の確保、緊急輸送ルートとなる道路ネットワークなどの整備等、大規模建築物の耐震化、大規模な広域防災拠点等の機能向上、高規格道路の高架区間等における緊急避難場所整備、消防団等の地域防災力充実強化、高台への移転など、事前に防災や減災に資する対策を重点的に進めるための財政上の支援措置等を講じること。
- (4) 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波災害警戒区域等の指定を促進し、同法の実効性を高めるため、施設の安全性確保対策や区域指定による人口流出及び風評被害等の防止対策へ財政上の支援措置等を講じるとともに、地域の実情に応じた対策が円滑に進むよう、関係省庁の連携を強化すること。
- (5) ゼロメートル地帯においては、地震による液状化の影響で河川・海岸堤防等が沈下・損壊し、地震直後に浸水が始まることで、被害が甚大となるおそれがあることから、河川・海岸堤防等の強化に対し特段の財政措置を講じること。
- (6) 災害に強く持続可能な上下水道システムを構築するため、浄水場や下水処理場及びそれらの施設に直結する管路などの耐震化や、災害時の拠点となる避難所や病院など重要施設に係る水道管/下水道管の一体的な耐震化・ネットワーク化に対し特段の財政措置を講じること。
- (7) 太平洋側のみならず、日本海側も含め早急に地震・津波に関する観測体制の充実・強化を図るとともに、近年、地震が頻発する日本海側の陸域など、これまでに十分な知見が得られていない地域についても調査・研究を行い、調査結果を早期に公表すること。
- (8) 消防防災ヘリコプターの安全対策を充実するため、2人操縦士体制の維持、安全管理体制の強化等に係る費用への財政支援を拡充するほか、国が主体となって、機体故障時や耐空検査等の運航休止時において、救助活動等に活用可能な代替機体の確保を行うこと。また、ヘリコプターの操縦士を安定的に確保・養成できるよう、防衛省をはじめ関係省庁と連携を強化し、自衛隊OBの採用や操縦技能の向上を支援する仕組みを早期に構築すること。
- (9) 若年世代をはじめとした防災人材を育成するため、地方公共団体が行う取組に対して、過去の災害の教訓を伝える講師の確保や教材の提供等の支援を行うとともに、啓発活動支援の推進を図ること。
- (10) 平時のみならず、土砂災害、河川氾濫、津波などの災害時においても、

医療機関の機能が確実に発揮されるよう、国として、当該施設を新たに設置又は移転する場合における立地基準や地域住民との合意形成の必要性等を盛り込んだ指針を示すこと。

- (11) 南海トラフ地震等による大規模災害から速やかな復旧・復興を図るため、地籍調査の迅速かつ重点的な実施を促進するよう、国庫補助率の引上げ等、制度の拡充を図ること。
- (12) 地籍整備を促進するため、公共事業等の測量成果を活用する制度に係る指定手続きの簡素化や調査事業の地域要件の拡充を図ること。
- (13) 津波浸水想定区域内のすべての要避難者が確実に避難できるよう、津波避難タワーをはじめとする一時避難施設の整備に対する支援を継続するとともに、さらなる充実を図ること。
- (14) 国の地震被害想定の改定等にあたっては、各都県ごとの地震津波対策の進捗や評価を反映すること。
- (15) 人口減少・高齢化が進んでいることから、以前、内閣府が行った孤立集落発生の可能性に関する調査を改めて実施すること。また、調査を踏まえ、自治体が行う備蓄や物資輸送手段の確保等の孤立集落対策の推進を支援すること。

3 災害に強い電力供給体制の充実・強化

- (1) 災害に強い電力供給体制の構築に向け、電気事業者に対し適切な指導を行うとともに、地方自治体が行う支障木の予防伐採に対する財政支援、非常用電源の確保に対する支援等の充実を図ること。
- (2) 災害時も停電のない、エネルギー自立型の住宅・ビル・街を実現するため、太陽光発電・蓄電池システムや外部への電源供給が可能な自動車の価格低減を促す取組などを推進すること。

4 災害時における物流体制及び事業継続体制の充実・強化

- (1) 発災直後から、支援物資を個々の避難所まで迅速かつ円滑に輸送することができるよう、物資の発注から集荷・輸送・到着までの物流に関する情報を、国、地方公共団体及び民間物流事業者等が共有し、連携して物流管理を行う仕組みの構築を国において引き続き進めるとともに、無電柱化を推進するための財政支援を図ること。
- (2) 自然災害や感染症などのリスクへの対応が、中小企業・小規模事業者においても非常に重要となっていることから、中小企業等に対する事業継続計画（BCP）策定へのインセンティブを拡充すること。

- (3) 被災事業者向け支援制度について、自然災害が激甚化・頻発化する中、被災状況に応じて上限金額を引き上げるなど、支援制度を拡充すること。

5 避難所等の運営体制の充実・強化

- (1) 自主防災組織が自助・共助の機能を發揮し、市町村と適切に役割分担を行い、また、男女共同参画の視点に立って避難所運営ができるよう、住民の意識啓発や、自主防災組織の育成に係る財政上の支援措置を講じること。
- (2) 障害者、高齢者、妊娠婦・乳幼児等の要配慮者やペットとの同行避難者等の避難行動や避難生活の支援のほか、福祉避難所の指定拡大及び円滑な運営体制確保のため、施設や資機材・物資の整備等に係る財政上の支援策及び福祉人材及び医療人材の派遣などの支援に関する制度上の整備を講じること。また、福祉避難所として多くの避難者を受け入れる社会福祉施設等では、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の要配慮者への感染リスクを減らすため、必要な場合に迅速にPCR等検査を実施できる体制の整備を進め、検査実施に要する経費については確実に財政措置を講ずること。
- (3) 日本語に不慣れな外国人に対応するため、ハザードマップや避難経路等の災害情報の「やさしい日本語」及び多言語による発信や各種緊急防災情報の記載統一、災害時の避難所における通訳の確保や食文化への配慮等について財政面も含めて地方公共団体が進める災害時の外国人支援への取組への支援策を講じること。
- (4) 感染症の流行に備え、避難所における感染防止対策を図るため、有効な間仕切り、手指消毒液、マスク、非接触式体温計等の備蓄や調達及び避難者を受け入れる施設の整備・拡充に必要な財政措置を継続すること。また、避難所における「3つの密」を避けるため、避難所の確保に向けてホテルや旅館、民間施設及び教育関係施設等の理解や協力が得られるよう、関係団体に働きかけるとともに、避難所として使用する際に必要となる費用に対し、必要な財政措置を継続すること。
- (5) 避難所や在宅の避難者の二次的な健康被害の発生を防止する上で、保健活動や福祉支援は必要不可欠であることから、災害救助法を含めた法的な支援として明確に位置づけること。
- (6) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費、資器材の購入等の基盤整備費用及び災害ボランティアの活動環境整備費用について、災害救助費の対象とすること。

6 災害時における広域応援・受援体制の確立

- (1) 都道府県と市町村が一体となって実施する広域応援・受援体制の確立に向けた支援を行うこと。
- (2) 被災した地方公共団体の支援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度の創設を行うこと。
- (3) 災害派遣福祉チームや災害派遣医療チーム、災害派遣精神医療チーム等の傷害保険料について、災害救助費の対象とすること。

7 被災者生活再建支援の充実・強化

- (1) 被災者生活再建支援制度の支援金支給対象について、当該制度が適用される災害に際しては、被災区域全域を対象とすること。
また、損害割合20%台の半壊を含め、半壊全てを支援対象とするよう、引き続き検討すること。
- (2) 住家被害認定調査及び罹災証明書の発行業務は、各種の被災者生活再建支援業務に不可欠であるため、これらの業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。
- (3) 支援漏れや支援の重複を防ぐなど被災者支援を効率化するため、地方公共団体の区域を越えた広域避難等にも対応できる「被災者台帳システム」の導入のための技術支援及び財政支援を行うこと。
- (4) 被災者の生活再建に伴うストレスや悩みに対応するため、精神科医、弁護士等の専門家によるワンストップ相談（総合相談会）の実施に必要な支援を行うこと。

8 風水害対策の充実・強化

- (1) 近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害・土砂災害リスクの増大に備えるため、「流域治水」の考え方に基づき、地方自治体が実施する河川、海岸、砂防、ため池、下水道、排水機場及び治山などの施設整備・改築及び荒廃森林の整備、流域内の雨水貯留浸透施設整備などのハード対策や、浸水想定区域図やハザードマップの策定などのソフト対策が進められるよう、必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。また、洪水氾濫と土砂災害、山地災害による複合災害対策に関する研究の推進と技術的・財政的な支援の充実を行うこと。
- (2) 河川整備を促進し、抜本的な治水対策を進めるとともに、洪水時の災害対応を迅速かつ的確に行うため、水系一貫管理の原則に基づき、国管理区間と県管理区間が混在する大河川のいわゆる中抜け区間等について、想

定される被害の規模や地域の実情に応じ、国による一元管理とすること。

- (3) 大規模な洪水に備えた緊急時における流域全体での洪水調節を国が実施すること。
- (4) ダム等の堆砂については、ダム管理者による対応が原則であるが、地形や気象などの要因により、ダム管理者による対応だけで解消することが困難であり、洪水等災害発生の恐れがある場合、総合的な土砂管理の観点から、積極的に支援すること。また、国が設置許可したダムについては、ダム管理者に対し、防災上の適切な指導を行うこと。
- (5) 警戒レベルを用いた避難情報の発令について、住民が正しく理解し、適正な住民の避難行動につながるよう、一層の周知啓発を図るとともに、取組への支援を行うこと。
- (6) 公共施設等の災害復旧事業について、制度の拡充や財政措置、人的支援等の充実強化を図ること。
- (7) 雨量や水位等の河川防災情報が不十分な中小河川流域において、適切な住民避難に資するための情報として、気象庁が発信する危険度分布等が有用であることから、リアルタイム・ピンポイントの河川防災情報の提供に向けた洪水予測の精度向上を図るとともに、住民及び地方公共団体に分かりやすく発信すること。
- (8) 漁場やダム、海岸・湖岸における流木・沈木や漂着物の処理について、財政的な支援の充実を図ること。

9 火山防災対策の強化について

- (1) 令和6年4月に設置された火山調査研究推進本部の知見を生かし関係省庁が連携し、防災体制強化に向けた観測・調査研究の推進を図ること。地方公共団体が取り組む火山活動の観測・調査研究体制の整備や運営、火山噴火緊急減災対策砂防計画におけるソフト・ハード対策に対する支援を行うこと。
- (2) 火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び継続的な確保について、地方公共団体への支援を含め推進すること。
- (3) 避難確保計画の作成や火山防災訓練の実施等、実効性のある警戒避難体制の整備について、支援の充実を図ること。
- (4) 登山者・観光客等に対する効果的、確実な情報提供方法等について検討するとともに、登山者等へ確実かつ迅速な情報伝達ができるよう携帯電話等エリア整備事業を促進すること。
「登山届」の提出の促進など、登山者の迅速な把握に向けた取組を推進

し、登山者の安全確保対策を強化すること。

山中における防災上の危険性等を示す広告物については、登山者等が認識しやすい色彩や形状を認めるなど、自然公園法に基づく基準の見直しを行うこと。

10 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

(1) 原子力発電施設に係る新規制基準については、現在も続く福島第一原子力発電所事故の原因究明の検証結果を踏まえるとともに、絶えず国内外の最新の知見を収集し、その都度、適切に規制基準に反映させること。

また、断層調査・評価を含む新規制基準への適合性に係る審査及び運転期間の延長に係る審査に当たっては、厳正かつ迅速に審査が行えるよう審査体制の拡充・強化を図るとともに、科学的知見に基づいた厳正な審査を行うこと。さらに、政府の要請により停止している浜岡原子力発電所については、政府が停止要請をした文書において実施するとしている事業者の対策について、厳正な評価、確認を行い、その結果を文書により提示すること。

(2) 今後、高経年化等により見込まれる原子炉の廃止措置については、厳格な審査の下、安全確保に万全を期すとともに、使用済燃料やその再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物、原子炉の解体に伴い発生する廃棄物の最終処分方法を早期に確立すること。

(3) 原子力防災対策の基本となる原子力災害対策指針については、最新の知見を踏まえ、今後も継続的に改定するとともに、地方公共団体等の意見を適切に反映していくこと。なお、UPZ外の地方公共団体においても必要に応じ緊急時に円滑な防護対策を可能とするため、国の責任において環境放射能水準調査のモニタリングポストを増設するなど、事前の対策について改めて検討を行うこと。

また、同指針において、最も基本的な防護措置としている屋内退避について、長期にわたる場合や大規模地震との複合災害時も含め、具体的な実施方針をあらかじめ示すこと。

(4) 広域避難計画の策定や避難ルート等の検討、モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報が重要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会において、引き続き関係地方公共団体の意見を十分聴いた上で具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」

を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

- (5) 地方公共団体の行政区域を越える広域避難を円滑に実施するため、国が積極的かつ主体的に、避難先、避難経路、避難手段の確保や、避難退域時検査の体制整備、並びに避難に係る道路等のインフラの整備を行い、広域的な防災体制を整備すること。併せて、国が前面に立ち、事業者、防災関係機関、関係地方公共団体等と連携した実践的な訓練を行い、広域的な防災体制の検証を行うこと。
- (6) 安定ヨウ素剤の事前配布の対象となる区域や、住民の範囲については、判断基準を明確化するとともに、国において、配布に係る住民や地方公共団体の負担を軽減できる方法を早急に提示すること。
- (7) 地方公共団体が防災対策に要する経費については、原子力災害対策重点区域外での対策に要する経費や職員の人事費も含め、確実に財源措置を行うこと。なお、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、防災資機材の効率的な整備を行うため、都道府県から市町村に対する間接交付を認めるなど、運用の改善を図ること。
- (8) ロシア軍によるウクライナのザポリージャ原子力発電所への武力攻撃等については、我が国の原子力施設の周辺地域においても大きな不安を与えるものである。早急に原子力施設の警備体制の充実・強化を図るほか、自衛隊による迎撃態勢及び部隊の配備に万全を期すとともに、我が国に対して武力攻撃事態等の脅威が直接及ぶことのないよう、あらゆる外交努力を推進すること。その上で、万一の武力攻撃事態等への対処処置について、原子力施設の防御、原子力安全対策及び防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行い、その結果及び対応方針を国民に明らかにすること。
また、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、地方自治体、事業者等の関係機関が連携し、事態の進展に応じた住民避難の手段の確保など、実効性のある対策が迅速に講じられるよう、平時から緊急時に備えた体制の構築に万全を期すこと。
- (9) 上記(1)～(8)の措置等を講じるに当たっては、国民に対し、その過程も含めて徹底的に情報を開示するとともに、説明会やシンポジウムを開催し、国民の理解を得るよう最大限の努力をすること。

11 盛土対策の強化

宅地造成及び特定盛土等規制法の適用開始に当たり、この法に基づく

規制が実効性のあるものとなるよう、盛土等の許可、検査及び指導等、また、不適切盛土への対処等の体制整備のための財政支援措置を行うこと。

また、令和6年度までとされている法に基づく基礎調査にかかる交付金の補助率嵩上げ措置について、令和7年度以降も継続すること。

II 防疫対策等の推進について

1 防疫体制の整備等

- (1) 内閣感染症危機管理統括庁の設置を踏まえ、新たな感染症の発生及びまん延に備えて、平時から、国と地方が一体となって緊密な連携が図られるようにするための仕組みを導入するとともに、より国と地方が効果的・効率的に連携できる具体的な方策を早急に検討し、実現すること。併せて、感染症対策の司令塔となる都道府県版CDCの設置に向けた全国的な制度の創設など、都道府県において、真に実効性のある感染症対策ができるよう、財源措置を含めた具体的な制度設計を早急に行うこと。
- (2) 感染症は、我々の生活を一変させてしまうほどの脅威であることから、国は、感染症に対する基本的な対応方針や理念等を明示する必要がある。国は、感染症法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法をはじめとする、あらゆる感染症に関する法律の拠りどころとなる、感染症対策に関する基本法の整備等を検討すること。
- (3) 新型コロナワクチンの効果や持続期間等に関する知見を収集し、接種の有効性・安全性について、国民が正しく判断するための情報をより積極的に発信すること。さらには、健康被害救済制度に係る国審査のさらなる迅速化を図るとともに、ワクチン接種後に遷延する症状を訴える者への対応のため、国による専用相談窓口の設置や、遷延する症状に係る調査研究及び各医療機関で活用可能な治療ガイドライン等の策定を行うこと。
また、令和6年度の定期接種化によって生じる接種対象者の自己負担及び自治体の財政負担をできる限り軽減すること。その際には、ワクチンの供給体制についても、他の定期接種のワクチンと同様の仕組みとなるよう構築すること。
- (4) 今後の新興感染症に備えるため、平時から、ワクチンや治療薬等に関する研究開発を進め、国産製品の安定的な生産・供給体制を構築すること。

2 医療提供体制の充実・強化

- (1) 症状に応じた適切な感染症医療を広く提供するためには、医師、看護師をはじめ、すべての医療従事者が感染症医療に精通する必要があり、また

感染状況によっては、従事者が不足する地域も想定されることから、国による人材育成や派遣体制の整備を図ること。特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においては、多くの医療施設等で医師や看護師が従事できない事態が発生したため、新型コロナを含む感染症の感染拡大時においては、各施設において医師や看護師の確保ができるよう、労働者派遣に関する規制を緩和すること。

- (2) 感染症法の改正により創設される協定締結医療機関などにおける感染者の受け入れ体制を円滑にするため、院内感染を防ぐための施設改修、医療機器の整備など、医療従事者が安心して働くよう支援を行うこと。
- (3) 新たな変異株の流行等に備え、重症化リスク等を迅速に把握できる仕組みを構築するとともに、地方公共団体にゲノムサーベイランスの実施を求める場合は、必要な経費については確実に全額国庫負担とすること。
- (4) 救急需要の多様化や新たな変異株の流行等による救急搬送件数及び病院収容までの所要時間の増加に備えるため、救急搬送業務におけるDXの推進や消防機関と救急医療機関の連携強化に資する取組等への財政支援を拡充すること。

1 3 緊急浚渫推進事業債による財政支援の延長について

「緊急浚渫推進事業債」は、地方公共団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫、樹木伐採を実施できるよう令和2年度に創設されたものであり、令和2年度から令和6年度までを対象期間とし、地方債の発行を可能とする特例措置が認められた。中部圏では、これまでこれを積極的に活用し浚渫、樹木伐採を進めてきた。

しかし、近年の台風や集中豪雨等に伴う大きな出水で新たに流出した土砂や流木等により、人家や田畠へ大きな被害が生じる恐れがある河川の流水阻害が発生するなど、令和6年度までに対策が完了しない河川等や、引き続き予防保全を含めた対応が必要な河川等が多く存在する状態である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

緊急浚渫推進事業債による財政支援の延長を図ること。

1.4 国主導による人口減少対策の実施について

現在、我が国の少子化はとどまる気配はなく、国の閉塞感につながる危機的な状況は深刻さを増している。2023年の合計特殊出生率は1.20となり、出生数も約72.7万人で過去最少を記録するなど、我々の予想を上回るペースで少子化が進んでいる。少子化対策は、人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正する地方創生の取組を深化させるとともに、国民一人ひとりが活躍できる社会づくりを進める上で重要である。政府は、新婚生活に対する経済的支援や、不妊治療の支援の拡充、子ども・子育て支援の強化などに取り組んでいるが、結婚、妊娠、出産の希望をかなえ、安心して子育てができる環境の整備が必要である。

政府が定めたこども大綱では、個人の多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、その上で若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が自らの主体的な選択により結婚し、子どもを産み育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが少子化対策の基本とされている。

少子化対策の取組は、都市と地方の違いはもちろん、その地域の実情に応じてもアプローチが異なることから、地方自治体が地域の実情に応じた少子化対策に取り組めるよう、財源確保も含めた支援が必要である。

また、結婚の希望がない、安心して子どもを産み育てられる環境整備に取り組んでいく必要がある。さらに、テレワークやワーケーションなどの多様な働き方やオンライン教育などの普及は、住まいや仕事、教育における「場所」の制約を無くし、首都圏への一極集中解消等、都市と地方の関係を大きく変える可能性があることから、地方創生推進の観点からも、地方の子育て環境の充実に国を挙げて取り組んでいく必要がある。

少子化対策は待ったなしであり、令和6年5月に決定された「こどもまんなか実行計画2024」に掲げる各事項について、早期かつ着実に実施するとともに、次の事項について提言する。

1 こどもまんなか社会の実現のためのこども家庭庁

こども家庭庁においては、各分野における子ども関連政策について、関係省庁と密接に連携しながら、司令塔機能を発揮し、省庁横断の一貫性を確保するための総合調整等を行うこと。

2 きめ細かな少子化対策を講じるための安定した財源の確保

(1) 出生率を回復させた諸外国の例なども参考にしながら、未来への投

資として、これまでの延長線上にはない規模の少子化対策を講じるための財源を確実に確保すること。

- (2) 「こども未来戦略」に掲げる加速化プランの着実な実現に向けて、各施策の具体的な内容やスケジュールを早期に明示するとともに、将来的な子ども・子育て予算の倍増に確実に取り組むこと。その際、地域の自主性・自立性が十分確保されるよう配慮すること。
- (3) 地域の実情に応じた結婚支援等の取組を継続・強化して実施できるよう、「地域少子化対策重点推進交付金」の安定した予算措置や更なる補助率の引上げ、運用の弾力化に努めるとともに、自由度の高い交付金や、複数年度にわたる柔軟かつ大胆な施策の実施が可能となる基金制度を創設すること。

3 子育てに関する経済的支援の充実

- (1) 理想より実際に持つ子どもの数が少ない理由として、経済的負担を挙げる声が最も多いことを踏まえ、0～2歳児の保育料の完全無償化などの経済的負担軽減につながる対策を積極的に講じること。
- (2) 高校3年間に係る教育費の負担軽減のため、高等学校等就学支援金制度の所得制限を撤廃し、国の責任と財源において高校の授業料による経済的負担を軽減すること。
- (3) 大学・専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のため、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業等について、支援対象の拡大、給付額の引上げ、運用方法の弾力化など、制度の拡充を図り、高等教育の授業料の無償化を国の責任と財源において実現すること。その際、地域における教育費の実態を踏まえた仕組みとすること。また、大学等入学時は入学金をはじめとして多額の経費が必要となることから、入学前の貸付制度を創設すること。

4 ライフデザイン教育・プレコンセプションケアの推進

子ども・若者が、妊娠・出産の適齢期や不妊などに関する正しい知識を身に付けるとともに、自身の健康管理や家族の大切さなどについて考えるきっかけとなるよう、ライフデザイン教育やキャリア教育、プレコンセプションケアを全国的に進めること。

5 不妊・不育症に悩む家族への支援

不妊・不育症治療等について、保険適用範囲の拡大など抜本的な改善を

図るとともに、独自支援を行う自治体への財政的支援を行うこと。

6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

- (1) 助産師の確保及び養成に向けて、助産師出向システムの制度化の推進と助産師の人員配置に関する基準の明確化を行うこと。
- (2) 医療的ケア児の家族の負担を軽減するため、家族の要請に応じて一時的に受け入れるレスパイト病床の確保、運営等への財政措置を拡充すること。

7 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

- (1) 産婦健診に併せて新生児（2週間）の健診費用についても実情に応じた費用助成を行うこと。
- (2) 市町村が実施する1歳までの乳幼児健診の健診費用について、実情に応じた費用助成を行うこと。
- (3) すべての妊婦が、全国どの地域においても安心して子どもを産み育てることができるよう、里帰り妊婦の情報が里帰り先の自治体に確実に引き継がれるための全国共通の仕組みづくりと居住地外で妊婦健診を受ける際の一時的な窓口負担の解消に係る法整備がなされたところであるが、令和8年度の開始に向けて確実に取組を推進すること。
- (4) 心身ともに負担の大きい産後の母親が一時的に育児から離れ、心身ともに回復できるよう、産後ケア事業の制度拡充を図るとともに、レスパイトケアなどの更なる充実を図ること。

8 こどもの死亡検証（チャイルドデスレビュー（CDR））に関する取組の推進について

- (1) 各省庁が実施する子どもの死亡に関する検証と都道府県が実施する死亡検証を集約化し、一元的に共有する仕組みについて検討すること。
- (2) 予防できる子どもの死を減らすための検証において、個人情報保護法を踏まえて活用できる情報を整理し、明示すること。
- (3) 検証結果に基づいた予防については、各都道府県の特性に応じた幅広い取組が求められることから、子どもの死に関わる支援として交付金制度の仕組みを創設すること。
- (4) QOD（死に向かう過程の質）の視点から、予防できない死であっても適切な支援を受けることができたか、検証を行う体制にすること。また、そこから抽出された課題への取組について支援を行うこと。

9 子ども医療費助成の制度化

子育て家庭の医療費に係る経済的な負担軽減を図り、抵抗力の弱い子どもの疾病の早期発見と治療を促進するため、全国一律の子ども医療費助成制度を創設すること。

10 幼児教育・保育の充実

- (1) 子ども・子育て支援新制度の推進に必要な財源の確保及び実施主体である市町村の取組について十分な支援を行うこと。特に、幼児教育・保育の無償化に必要となる地方財源について、一般財源総額の同水準ルールの外枠で全額措置するなど、国の責任において必要な財源を確保すること。「新子育て安心プラン」に対応するため、さらなる施設整備の推進と、他産業と遜色ない給与水準となるよう保育士等の待遇を改善し、有為な人材を活用・確保できる仕組みづくりを積極的に進めるとともに、幼児教育・保育の質の向上が図られるよう支援すること。また、保育士修学資金貸付制度の継続や、無償化の対象となる児童が限定される病児保育にかかる第2子以降の利用料無料化など、地方自治体が地域の実情に応じた取組を推進できるよう支援すること。
- (2) 就学前のすべての子どもが質の高い教育・保育を受けることができるよう、保育所、認定こども園、幼稚園への施策を一元化するとともに、施設種別や認定子どもの区分による支援の格差を解消すること。
- (3) 子ども・子育て支援新制度の施設型給付費に係る1歳児の職員配置改善加算を早期に実施すること。
- (4) 保育士等の待遇改善について、キャリアアップ研修等のキャリアパス制度に係る待遇改善を進め、財政的支援を継続的に行うとともに、研修に参加できるよう十分な代替職員の配置を可能とするなどして、受講しやすい環境づくりを支援すること。また、研修受講を加算取得の要件とする時期について、柔軟に対応するなど、更なる待遇改善の取組を進めること。
さらに、新制度に移行していない私立幼稚園における人材確保のため、待遇改善におけるベースアップ率などについて、新制度に移行した私立幼稚園と同様、園に負担を求める統一された仕組みを国が明確に示すこと。
- (5) 年度途中入所やいわゆる「育休退園」が多く、また、女性の就業率の上昇によるさらなる需要喚起が想定される低年齢児保育を充実させるため、年度当初から保育士の加配が可能となるよう、施設型給付費などの公定価格を見直すこと。

- (6) 発達障がいなどを含む特別な支援や配慮を要する障がい児に対する適切な保育や支援を実施するため、障がい児保育を行う職員の確保と、その指導にあたる専門職の配置、また、障がい児の受入状況に応じた適切な人員配置を行うことが出来るよう、国において財政支援を拡充するなど、障がい児保育施策の充実を図ること。
- (7) 安心・安全な保育を提供するため、全ての保育所等に、必要保育士数とは別に看護師等の配置が可能となるよう、公定価格の見直しを図ること。
- (8) アレルギーやハラールなどへの対応が必要な子どもが増えているとともに、原油価格・物価高騰により事業者や利用者に大きな影響が生じていることから、安全・安心で質の高い給食を提供するため、十分な調理員配置が可能となるよう、配置基準の見直しや加算の仕組みを設けるなど、公定価格の見直しを図ること。
- (9) 原油価格・物価高騰により事業者や利用者に大きな影響が生じていることから、社会情勢の変化に応じた公定価格の改定や臨時の加算等の対策を講じること。また、保育所等における使用済みおむつの処分の推奨にあたっては、施設で適切な処分が行われるよう、処分費用を公定価格に含めること。
- (10) 私立幼稚園における特別支援教育の一層の充実を図ること。
- (11) 保護者の就労形態の変化により、利用料収入が減少しているため、一時預かり事業や延長保育事業の提供体制を安定的に確保するための措置を講ずること。
- (12) 地域での保育の受け皿となっている認可外保育施設は、主に保育料収入により運営されているが、利用者の減少により収入が減少し、存続が危ぶまれる施設も生じていることから、認可施設と同様に、保育料収入の減少に対する財政的支援を講ずること。
- (13) 家庭環境に配慮を要する児童が多く入所する園に対して、保育士加配の支援を行う事業の充実を図ること。
- (14) 自然に触れる保育には子どもの豊かな育ちに一定の効果があると考えられることから、自然体験を通じて子どもの「生き抜いていく力」を育むことを主眼とした取組の普及啓発や人材育成を進めるとともに、取組を進める団体に対する財政的支援を図ること。

11 放課後児童対策の推進

- (1) 放課後児童クラブを安定して運営するため、開設日数が年間250日未満のクラブや19人以下の小規模なクラブに対する補助制度の充実を

図ること。また、夏休みなどの長期休暇中は利用申し込みが増えるため、その期間に特化した子どもの居場所の確保について、支援の仕組みを充実させること。さらに、放課後児童支援員の処遇改善を通じた人材確保を進めるとともに、放課後児童支援員以外の事務担当職員を十分に配置できるよう、加算の仕組み等を充実させること。

- (2) 国において放課後児童クラブでの人材の育成等に係る効果的な取組事例を収集して横展開するとともに、各クラブが行う取組に対する補助制度を創設すること。
- (3) 放課後子ども教室の活動経費の補助である「学校・家庭・地域連携協力推進事業」について、補助額の圧縮が行われることのないようにするなど、放課後子ども教室の活動への助成等において、十分な財源を確保すること。
- (4) ひとり親家庭や多子世帯に係る放課後児童クラブ利用料の負担を軽減するための制度を創設すること。
- (5) 里親に係る措置費として、放課後児童クラブの利用料を支弁対象に含めること。

12 男性の育児参画の推進

- (1) 希望する子どもの数の実現に向けて「第2子の壁」を克服するためには男性の育児休暇や休業の取得促進が欠かせないことから、当事者が希望に応じて「出生時育児休業（産後パパ育休）」や「育児休業の分割取得」などの制度を利用できるよう、育児休業取得者の周囲の従業員に応援手当を支給する企業に対する支援や企業が代替人員を確保するための支援を一層強化するとともに、従業員や企業への制度の周知を強化することや、制度を利用しやすい職場風土づくりに向けた気運の醸成に努めること。
- (2) 従業員を対象とする育児休業給付金の支給率の大幅な引き上げや引上げ期間の更なる長期化、および企業に向けた両立支援等助成金の要件緩和などを図ること。

13 短時間勤務からの育児休業取得者に対する経済的支援の拡充

第1子の育児休業から職場復帰後、短時間勤務を利用している期間（子が3歳まで）に次の子を出産し、育児休業を取得した場合の育児休業給付金は、短時間勤務の賃金による算定となり減額されることから、フルタイム勤務の賃金水準による給付額を支給し、育児休業中の支援策を拡充すること。

14 企業における働き方改革の取組促進

働き方改革に取り組むことは、仕事と家庭との両立を実現し、子育てができる職場づくりにつながる。短時間勤務やテレワーク、フレックスタイム等の多様で柔軟な働き方の定着など、新型コロナウイルス感染症の収束後においても、働き方を見直し誰もが働きやすい職場環境づくりを進めることができるよう、特に中小企業・小規模企業の取組促進に向けて財政措置を講ずるなどの支援を強化すること。

15 社会的養育推進に向けた基盤の強化

(1) 児童相談体制の充実と強化

- ① 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の確実な実施に向け、児童福祉司等の配置に関しては、地方交付税措置の拡充などの財政支援措置を充実するほか、児童福祉司等の専門職の養成・研修機関の設置など国主導による人材確保と育成システムを構築するなど、体制強化のための支援の充実を図ること。また、児童相談所と市町村や警察等の関係機関との連携強化に向けた取組への支援を充実すること。
- ② 自分から声を上げられない子どもの権利を保障し、より質の高い社会的養育と児童相談体制を着実に整備していくため、国としても子どもの権利擁護についての理解醸成に努めつつ、各自治体の状況を十分考慮し制度設計をすること。併せて、アドボケイトの人材確保や育成に向けガイドラインを定め、必要な経費等について、地方自治体や民間団体を積極的に支援すること。
- ③ 児童虐待相談対応件数が増加し続け、複雑・困難なケースも増加していることから、的確な相談対応による子どもの安全確保と児童相談所職員の業務効率化、スキルアップを図っていくため、国が主体となってAI技術を活用した虐待対応に資するツールの開発をさらに加速させ全国で確実に導入するとともに、導入を進めるにあたっては、都道府県と丁寧に協議を行い、国と地方の連携による推進体制を整備すること。また、地方がAI技術を導入する際の財政的支援を強化すること。

(2) 里親養育包括支援体制の構築に向けた支援の強化

- ① 新たに里親養育包括支援（フォースタリング）業務に取り組もうとする施設や団体、NPOが円滑に事業を開始できるよう、事業準備期間に要する経費（専門人材を養成する期間中における代替職員に係る人件費の補填、地域事情に応じた取組の導入に向けた検討、関係機関とのネットワークの構築など）に柔軟に対応できる交付金の創設や現行補助制度における特例

的な嵩上げ措置など制度推進に向けてインセンティブを与える制度を創設すること。

- (2) 里親支援センターの設置にあたっては、地域の実情をふまえ、里親支援業務の一部実施による設置も可能とすること。また、フォースターリング機関から里親支援センターにスムーズに移行できるよう、フォースターリング事業は継続して実施していくこと。加えて、里親の支援を行う児童相談所に対しても、里親委託件数の実情等に応じ里親養育支援児童福祉司の配置等を行うこと。
 - (3) 里親制度の普及・促進に向けては、各児童相談所と市町村が連携して取り組むことができる環境の整備が重要であるため、市町村が児童相談所等と連携して取り組む里親制度の普及・促進に向けた取組を財政面から支援する制度を創設すること。
- (3) 児童福祉施設入所児童の養育環境の充実と自立支援
- (1) 施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化、地域分散化を促進するため、措置費の加算等の財政支援を充実すること。
 - (2) 家庭的ケアにおける児童の処遇向上と職員の勤務条件の緩和に向けて、地域小規模児童養護施設及び委託一時保護専用ユニット（乳児を含む）への職員配置の充実や、小規模化した施設において緊急的に措置児童を受け入れなければならない場合における入所定員の柔軟な運用を行うこと。また、利用者の変動の大きい委託一時保護専用ユニットを有効活用するため、子育て短期支援事業（ショートステイ等）や、里親の一時的な休息のための援助（レスパイトケア）で受け入れる児童が利用できるようにすること。
 - (3) 乳児院及び児童養護施設における心理職員の配置を、心理療法対象人数による加算配置から常時配置へ変更を行うこと。
 - (4) 自立支援資金貸付金の返還免除の要件となる就業継続期間（5年間）を短縮し、退所者等の負担軽減を図ること。
 - (5) 児童養護施設退所者等の自立に向け、地方自治体や民間団体による地域の実情に応じた支援体制の強化に向けた財政支援を拡充すること。

16 発達支援が必要な子どもへの対応

- (1) 保育所、認定こども園、幼稚園で発達障がい児等に対する適切な早期支援を行うため、施設職員を支援する専門的な人材を市町村が養成し配置できるよう、地域生活支援事業に長期の研修派遣等の支援メニューを追加するとともに、予算総額の十分な確保に努めること。
- (2) 発達障がいが疑われる児童が地域において専門的な医療を早期に受け

られるよう、専門的医療機関の確保のため、小児科医や精神科医が発達障がい児を診察した際の診療報酬を見直すこと。

17 ヤングケアラーへの支援の強化

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任を負うヤングケアラーについては、国において社会的認知度及び社会全体で支援する気運を高めること。また、地方自治体や民間団体が行う取組に対して、財政面を含め、支援の強化を図ること。

18 子どもの貧困対策

- (1) 「こども大綱」に基づき、地域の実情に応じて地方自治体が行う施策への十分な財政措置を行うこと。
- (2) 地方自治体における子どもの貧困対策を推進するため、その企画・立案・実施に資するよう、子どもの貧困の実態が明らかになるような調査を国の責任において実施し、地域別データの把握・提供を行うこと。
- (3) 家庭の状況にかかわらず子どもたちが学習する機会を得て希望する進学につなげができるよう、自治体が実施する子どもの学習支援事業に対する財政的な支援を強化すること。
- (4) ひとり親家庭等の就労対策支援として実施している「高等職業訓練促進給付金事業」の給付額を増額すること。
- (5) ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるための「児童扶養手当」の支給額の増額を図ること。
- (6) ひとり親家庭や多子世帯に係る放課後児童クラブ利用料の負担を軽減するための制度を創設すること。
- (7) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の配置拡充に係る予算について、十分な額を確保するとともに補助率を引き上げること。
- (8) 自立支援資金貸付金の返還免除の要件となる就業継続期間（5年間）を短縮し、退所者等の負担軽減を図ること。
- (9) 子どもの貧困対策の観点から、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金、高等学校等専攻科の生徒への修学支援、高等教育の修学支援新制度や、在学中は授業料を徴収せず卒業（修了）後の所得に連動して返還・納付を可能とする制度など、高等学校・大学・専門学校等に関する教育費負担軽減施策の更なる充実のための財政支援を強化すること。

19 児童ポルノ等の自画撮り被害から青少年を守る施策

- (1) 児童ポルノ等の自画撮り被害から、青少年を守るために、複数の県において自画撮り画像を求める行為を禁止する条例改正がされているが、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」の改正などにより、被害につながる青少年への働きかけを抑止する等のさらなる規制について検討すること。
- (2) 自画撮り被害は、その大部分がコミュニティサイトの利用に起因して発生していることから、青少年が被害に遭うことのないよう、電気通信事業者等と協議の上、被害防止に有効な技術開発や普及促進などの効果的なコミュニティサイト対策を行うこと。

20 国の司令塔組織の設置

深刻化する人口減少問題に、国が責任を持って戦略的に挑戦するため、一極集中を是正し、企業・大学の地方への移転・投資や移住定住を促進する社会減対策、少子化に歯止めをかける自然減対策、希望を持って住み続けることができる持続可能な地域づくりについて、これまでの経験を糧として真に実効ある政策を再構築し、国において政策を統括推進する司令塔の設置や地方との適切な役割分担により、強力に推進すること。

21 都市から地方への人の流れの拡大

- (1) 移住支援金について、23区を中心とした東京都からの移住者が近郊県にとどまらず、地方へ移住するよう、東京圏の周辺県より遠距離の地域へ移住する際に距離に応じて加算を行うなどの制度の拡充、交付金支給対象となる移住元地域の拡大や在住・通勤期間の短縮などの要件緩和および制度周知・広報の充実を図ること。
- (2) デジタル田園都市国家構想総合戦略の推進に向けて、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実するとともに、地方創生の継続的な取組に支障が生じることなく、地域の実情に即した対策を講じることができるよう必要な財源措置を講じること。
- (3) 高度なデジタル人材を育成する情報系学部・学科に係る東京23区内の大学の定員増加抑制規定の例外措置の要件として、地方での定員増でもなお不足する範囲内での定員増であることを十分に確認するとともに、最大7年間という時限的な定員増であることが確実に担保されるよう、補助金削減などのペナルティも含め、厳格な制度運用に努めること。
また、例外措置の前提として、地方大学において確実にデジタル人材を

育成する施策を展開すること。

さらに、関係省庁が連携して、育成されたデジタル人材が確実に地方に還流されるよう戦略的な誘導策や、地域ごとに就職先となる産業を育成・確保する取組への大胆な支援策を講じること。

加えて、地方における情報系教員の確保のための施策を実効性あるものとすること。

15 「こどもたちのウェルビーイング」の実現に向けた 子育て環境の整備と教育の充実、困難を抱えるこどもへの 支援について

現在、教育現場では、社会の急激な変化への対応や、教職員の多忙化や志望者の減少などが課題となっており、そのような中で、昨年5月に開催されたG7教育大臣会合の「富山・金沢宣言」において、こどもたち一人一人のウェルビーイングを実現するための教育の重要性が再確認されたところである。

また、昨年12月に閣議決定された、「こども大綱」では、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すとされており、様々な場面でこどもたちのウェルビーイングの向上の重要性が指摘されている。

一方で、その実現のためには、一人一人のこどもに最適な学びを進めることや、多様な他者同士が学び合う機会の確保のほか、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた支援、貧困、虐待をはじめとする困難な状況に置かれたこどもに対し、その特性や支援ニーズに応じたきめ細かな支援や合理的配慮を行うことが重要である。

このような状況を踏まえ、全てのこどもたちのウェルビーイングの向上や、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け教育、子育て環境の整備・充実のため、次の事項について格段の配意をいただけるよう提言する。

1 子育て環境の整備

- (1) 財政力によって、こども・子育て支援施策に地域間格差が生じないよう、また、特に、子育て家庭の経済的な負担軽減を図るため、疾病の早期発見と治療にも資する全国一律の医療費助成制度の創設や、学校給食費の無償化など、包括的な仕組みづくりなどは全国統一的に実施すること。
- (2) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化
0歳から2歳児の保育料無償化の対象を拡大すること。不妊治療の保険適用範囲を拡大するほか、不妊・不育症治療の独自支援を行う地方自治体への財政的支援を行うこと。
- (3) 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充
妊娠支援給付金は、現金その他確実な方法より支払うものとされているが、デジタル地域通貨などを含めることを検討すること。また、各自治体にお

いて、育児用品やサービス、クーポン等の給付など独自に給付の上乗せをする場合の補助等の支援について検討すること。さらに、出産後すぐに里親や養子縁組に出され、妊婦が養育を行っていない場合において、実際に養育を行っている里親や養親等への2回目の支給について検討すること。

新生児マススクリーニング検査に関する実証事業は対象疾患の拡充に向けた検討に資する多くのデータの収録を必要とするものであり、全額国費による負担で実施すること、また、参画を希望する自治体はすべて参画できるようにすること。

(4) 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充

保育士等の配置基準改善の着実な実施を行うとともに、保育士等の処遇改善や人材確保への支援拡充、医療的ケア児への支援拡充など、保育環境を充実・強化すること。放課後児童クラブや一時預かり、病児・病後児保育等の補助制度の拡充など、地域子ども・子育て支援事業を充実・強化すること。地域少子化対策重点推進交付金の拡充など、結婚から妊娠・出産、子育てまでの一貫した切れ目のない少子化対策の実施に対する支援を充実・強化すること。

(5) こどもの視点や子育て当事者の視点に立った施策の推進のため、こども等の意見聴取、施策反映、フィードバックを行うための国による仕組みづくり及び地方自治体への支援を充実・強化すること。

2 困難を抱えるこどもへの支援

- (1) 不登校児童生徒数が増加している中、教育機会確保法や文部科学省の不登校対策「COCOLOプラン」にもある、児童生徒の社会的自立に向けた連続した学習ができるように、学校や教育委員会とNPOやフリースクール等民間施設との連携を強化し、多様な学びの場、居場所を確保するため、フリースクール等に通う家庭の施設利用料等の負担軽減のための財政支援など支援策を充実すること。
- (2) 児童相談所や児童心理治療施設の整備及び児童相談所や市町村の体制・専門性の強化に係る財政支援などを充実・強化すること。
- (3) 里親委託や、児童養護施設等の多機能化・小規模化などの取組みに対する支援を充実・強化すること。
- (4) こどもの貧困やヤングケアラーの取組みに対する支援を充実・強化すること。
- (5) 高等職業訓練促進給付金制度の拡充など、ひとり親の就労を通じた自立に向けた支援を充実・強化すること。

3 教育の充実

- (1) 学校が対面での教育や協働的な学びの機会を提供するなど社会の形成基盤としての役割を維持できるよう支援するとともに、リアルとデジタルを融合した教育を促進できるよう、ＩＣＴ端末やネットワーク整備、ＩＣＴ支援員の配置拡充など、ＩＣＴ環境のより一層の充実を図ること。
- (2) 少人数学級の推進を含む教職員の定数改善や業務適正化・処遇改善、専門スタッフの配置拡充に必要な財源確保など、教師が本来の業務に専念できる環境づくりを図るほか、インクルーシブ教育の環境整備など、全ての子どもたちの可能性を引き出す教育の実現に向けた取組を推進すること。
- (3) 児童生徒が主体的に課題を発見し、多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習やＳＴＥＡＭ教育の充実、デジタル化・グリーン化など時代の変化に応じて必要となる成長分野におけるスキル向上など、社会課題の解決とイノベーションを結び付けて成長を生み出す人材の育成に向けた取組を推進すること。
- (4) 私立高等学校等就学支援制度については、多子世帯や一人親世帯など経済面で困難を抱える家庭の子どもたちが、経済的な制約を気にせず自由に進学先を選択できるよう、財政支援の充実を図ること。
- (5) 学校施設の老朽化対策・長寿命化対策等について、設置者の計画事業が着実に実施できるよう必要な財源措置を行い、実情に即した補助要件の緩和や補助率・補助単価の引上げなど十分な財政支援を行うこと。また、高等学校においても補助対象とするなど、財政措置の充実等を図ること。
- (6) 近年の猛暑を踏まえた、授業や部活動での熱中症を防ぐため、また、頻発する災害時の地域住民の避難所としての環境を向上させる観点から、未だ設置率が低い体育館等の空調設備について、高等学校においても早急に設置を進めることができるよう、補助対象の拡充など、維持管理費も含めた十分な財政支援を行うこと。

1 6 豚熱・アフリカ豚熱対策と感染拡大防止について

平成30年9月、国内で26年ぶりに発生した豚熱は、これまでに全国93事例が発生し、延べ約40万頭の殺処分が行われた。

令和元年には豚へのワクチン接種が開始されたが、その後もワクチン接種を実施した農場で相次いで発生している。さらに野生いのししの感染は38都府県で確認され、今なお全国に拡大している状況にあり、豚熱の終息に向けては、息の長い取組が必要である。

また、アフリカ豚熱が世界的に拡大し、日本と往来の多い地域においても猛威を振るっていることから人・物の動きによる国内への侵入リスクが高くなっている。

家畜伝染病が一たびまん延すれば、我が国の畜産業及び関連産業に甚大な被害をもたらし、その再生には長い期間を要する。

こうした課題に対応するため、国においては、引き続き、国家レベルの危機管理事案として、豚熱の終息と産地の再生、アフリカ豚熱の国内侵入防止のため、次の事項について措置を講じることを提言する。

1 早期終息に向けた発生原因の解明と飼養衛生管理の更なる向上

- (1) 豚熱・アフリカ豚熱ウイルスの農場への侵入防止対策を的確に実施するため、豚熱の感染経路や発生原因を早急に解明し、必要に応じて対策の見直しを行うとともに、あらゆる手段を行使し、豚熱発生に係る事態を一刻も早く終息させること。
- (2) アフリカ豚熱の脅威にも備え、農場における更なる飼養衛生管理の向上のため、消費・安全対策交付金等について、生産者団体の意向を踏まえた支援対象の拡充を図り、十分な関連予算を確保のうえ、財政支援を実施すること。

2 ワクチン接種のあり方

- (1) ワクチン接種を実施している農場での豚熱発生に鑑み、接種都府県が実施する免疫付与状況検査結果を踏まえた、より適切なワクチン接種方法を、引き続き検討のうえ、提示すること。
- (2) 知事認定獣医師や登録飼養衛生管理者による飼養豚へのワクチン接種について、防疫指針に基づくまん延防止のための接種であることから、都道府県や農家の負担が増加しないよう、家畜伝染病予防法第6条に基づく接種と同様に、国において必要な財政支援を行うこと。

- (3) 知事認定獣医師が実施したワクチン接種により死亡した豚又は死産若しくは流産した豚の胎児について、家畜伝染病予防法第58条の手当金と同等の取扱いとすること。
- (4) 国産マーカーワクチンの開発を加速し、現行（非マーカー）ワクチンからの移行の是非を早急に判断すること。

3 野生いのしし対策

- (1) 野生いのしし対策を重点的かつ効果的に推進するため、国において生息頭数や浸潤状況等のデータを解析し、豚熱撲滅に向けた方針、目標値及びその実現を図るための行程を示すこと。
- (2) 豚熱撲滅に向けた方針に基づき実施する経口ワクチン散布及び野生いのししの捕獲関連経費について、国が責任をもって十分な予算を措置すること。また、経口ワクチンについては、予め年間の必要量を一括輸入するなど十分な量を確保すること。
- (3) 使用素材を工夫するなど国内での散布に適した国産経口ワクチンの実用化に向けた取組を加速すること。
- (4) 野生いのししにおける浸潤状況や抗体獲得状況が地域によって異なることから、経口ワクチン散布の目的や方法などについて、科学的な知見に基づき、これまでの有効性の評価や地域の現状を分析した上で散布方針を示すこと。
- (5) 野生いのししにおける豚熱撲滅には、全国的な捕獲強化と豚熱検査の拡充が必要であることから、都府県ごとの捕獲状況や課題を検証し、十分な財政支援を行うとともに、関係省庁が連携し、対応すること。また、農場に野生いのししを近づけないための防除対策など、総合的な野生いのしし対策への支援を行うこと。

4 防疫措置への対応

- (1) 豚熱・アフリカ豚熱が発生した場合に速やかに防疫措置を実施するため、民間倉庫等を活用した資材の保管や供給体制の整備等についても、消費・安全対策交付金の支援対象とすること。
- (2) 豚熱発生時の全頭殺処分は、生産者や都道府県の負担が大きいことから、ワクチン接種農場での部分的殺処分による防疫措置実施について、豚熱のまん延リスクにかかる科学的検討のほか、防疫措置の実施方法や農場及び関係事業者並びに市場への影響など、様々な観点から調査・研究・検証を進めること。

(3) 大規模農場での発生や複数事例の同時発生に係る防疫措置については、発生都道府県における負担が、さらに大きくなることから、防疫措置に関する交付金の交付率を嵩上げするなど、財政支援を拡充すること。特に、防疫措置に従事した自治体職員の時間外手当や特殊勤務手当などの人件費は、家畜伝染病予防費負担金、消費・安全対策交付金及び特別交付税の対象外となっていることから、対象経費を拡充し、国による十分な財政支援を行うこと。

5 産地再生への支援の充実

- (1) 農場において豚熱又はアフリカ豚熱が発生した場合や、アフリカ豚熱による予防的殺処分を行った場合には、農家の休業が長期にわたり、再開後も経営が軌道に乗るまでには期間を要することから、無利子、保証料なしの融資制度の創設など、経営再建に向けた支援措置を充実すること。
- (2) 地域の養豚生産を支えると畜・流通・飼料など関連事業者に対し、取扱量の減少、出荷遅延による規格外の滞留豚処理に係るコスト増などに対する支援措置の充実、支援に係る稼働休止期間などの要件の緩和を行うこと。

6 水際対策、アフリカ豚熱への備え

- (1) アフリカ豚熱の国内侵入を防止するため、罰則の厳格な適用や違法に持ち込もうとする者の入国拒否を可能とする入国管理法改正等により、違法畜産物の持ち込みに抑止力を働かせるとともに、検疫探知犬の不足を解消し、加えて、人の往来が増え、検査対象数が増加となった際にも対応できるよう地方の空港や港湾においても、検疫探知犬の更なる増頭と常時配置を促進し、違法畜産物の持ち込みや国際郵便を利用した輸入を確実に摘発する体制を整備するなど、一層の水際対策の強化、徹底を行うこと。
- (2) 野生いのししにおけるアフリカ豚熱感染に備え、国において、囲い込みや緊急の農場防疫等に必要な資材の備蓄の強化と人員の派遣など民間団体等も含めた連携体制の構築を進めること。加えて、野生いのししの死亡個体搜索は多くの労力を必要とするため、効果的に死亡個体を搜索できる探知犬の導入を検討すること。
- (3) アフリカ豚熱の国内侵入に備え、野外活動時の食品残さの持帰りや携行品に付着した土の除去・消毒の徹底など野生いのししへの伝播防止措

置について、関係省庁や関係団体と連携し国民や海外からの観光客へ周知すること。

- (4) アフリカ豚熱ワクチンの早期開発・実用化を進めること。

7 人材確保対策の強化

- (1) 全国的に不足している産業動物獣医師や都道府県獣医師の確保・育成を図るため、国において修学資金給付に係る十分な予算を確保するなど、支援策を充実すること。
- (2) 家畜防疫員の専門性や技術力の向上を図るため、家畜伝染病の最新の学理及び診断技術等を学ぶ研修の充実及び受入機会の拡充を行うこと。

8 地方財政措置の充実

豚熱・アフリカ豚熱対策として地方が支出する経費については、単独事業も含め、十分な特別交付税措置を講じること。

17 水素・アンモニアの需要と供給の拡大について

水素・アンモニアは、発電・輸送・産業など幅広い分野で活用が期待される、カーボンニュートラルのキーテクノロジーであると位置付けられており、国においては、水素基本戦略を改定し、水素社会実現を加速化するため、新たに2040年における水素導入目標を1,200万トン/年と設定し、規制・支援一体型の制度の構築に取り組むことが明記された。

中部圏には、臨海部及び内陸部の広域にわたって、自動車産業、鉄鋼業及び石油化学産業などの製造業が多く立地していることから、碧南火力発電所の大規模需要を核としたアンモニアのサプライチェーンを始め、中部圏の各地域で水素・アンモニアの利活用に向けた検討を進め、今後、需要と供給を一体的かつ大規模に創出する必要がある。

当地域の岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市はじめ地元自治体や経済団体が組織する中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議では、2023年3月に中部圏水素・アンモニアサプライチェーンビジョンを取りまとめ、中部圏における水素・アンモニアのサプライチェーンの構築を目指しており、乗用・商用FCVの普及や大型水素ステーションの拡充、脱炭素燃料工業炉の普及、港湾荷役機械のFC化や、自治体等の持つ機器や施設等における水素等の利用など、大規模な需要の創出が必要である。

また、需要を支える供給の創出では、海外からの大規模な調達に加え、再エネや廃棄物等からの水素製造等により水素・アンモニアの供給を図っていくことが必要である。

については、中部圏が世界に先駆けて水素とアンモニアを活用した一大産業拠点となるよう、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 FCV（乗用車・商用車）の導入に対する支援を強化すること。
- 2 水素ステーションの整備・運営や、水素ステーションの大型化を促進するため、高圧ガスの取り扱い等に関する規制緩和と導入や整備・運営に対する支援を強化すること。
- 3 工場における水素・アンモニアを燃料とする工業炉等の導入や、港湾や自治体における水素利用機器の導入など、先駆的な取組を推進する企業、自治体等を支援するための財源措置を講じること。

4 エネルギー産業や自動車産業、鉄鋼業、石油化学産業等での需要を核とした水素・アンモニアのサプライチェーンの構築について、社会実装につながるよう燃料価格差補填や拠点整備をはじめ十分な支援を行うこと。また、2030年までの需要に対する支援だけでなく、産業界や自治体の意見を十分に踏まえて、2040年や2050年における本格的な需要増に対応すべく中長期的な支援を行うこと。